

地域の動態的持続性を巡る〈場〉の形成と ローカル・ガバナンスの変化

Lyons-la-Forêt を対象とした「空間—社会構造分析」の適用を通じて

山田 圭二郎¹・藤倉 英世²・西 研³・エヴラン勝木 慶子⁴・羽貝 正美⁵

¹ 正会員 金沢工業大学准教授 環境・建築学部 (〒921-8501 石川県野々市市扇が丘 7-1)

E-mail:kejirou.yamada@neptune.kanazawa-it.ac.jp

² 正会員 一般社団法人公共経営研究ユニット (〒110-0001 東京都台東区谷中 3-8-8)

E-mail:hideyo1@ba3.so-net.ne.jp

³ 非会員 東京医科大学教授 医学科人文科学領域 (〒160-8402 東京都新宿区新宿 6-11)

⁴ 非会員 (16 Allée de Tardieu 31650 Saint Orens de Gameville, France)

⁵ 正会員 東京経済大学教授 現代法学部 (〒185-8502 東京都国分寺市南町 1-7-34)

E-mail:hagai@tku.ac.jp

少子高齢化、人口減少、社会的紐帯の衰退というトレンドが進行する我が国では、地域のサステナビリティとは何かという問いを、より実証的に捉え直す研究が必要となっている。この問題意識から、我々は「空間—社会構造分析」(Socio-spatial Analysis Approach)と呼ぶ手法を独自に開発してきた。これは、「空間」を構成する諸要素とそれに関わる社会的活動の「主体」との関係を「空間—社会構造図」に描き出し、その関係性を実証的かつ構造的に比較可能にする。本稿では、フランス共和国ノルマンディ地域圏の人口約 800 人の基礎自治体 Lyons-la-Forêt を対象に、実際の手順を解説しつつ同手法を適用した。その結果得られた空間—社会構造図から、様々な環境変動に対処しつつ地域のサステナビリティを維持しようとする過程で、新たに生み出された〈場〉やローカル・ガバナンスの変化を考察した。

Key Words: place, local governance, socio-spatial analysis approach, sustainability, lyons-la-forêt

1. はじめに

(1) 研究の背景

少子高齢化、人口減少、社会的紐帯の衰退というトレンドが進行する我が国では、地域のサステナビリティとは何かという問いを、より実証的に捉え直す研究が必要となっている。こうした問題意識から、我々は、基礎自治体あるいは地域のサステナビリティという問題を、地域の自治とそこでのガバナンスの質、さらには自治の実践的活動を支える——自治しうる——「主体」や「場」(地域固有の景観・風景を含む)のあり方といった複眼的な観点から、実証的且つ総合的に捉える学際的な研究とそのための手法の開発を継続してきた¹⁾⁶⁾。

その中で、我々は「空間—社会構造分析」(Socio-spatial Analysis Approach)と呼ぶ手法を開発した¹⁾³⁾⁵⁾。

「空間—社会構造分析」は、景観工学という工学的視点と公共経営学・行政学・社会学という人文・社会科学の視点の2つの視点を方法論として統合した、独自の

新しいアプローチである。この手法は、「空間」を構成する諸要素とそれに関わる「社会」(社会的活動とその主体・組織的枠組み等)との関係を、個人を起点とした「空間—社会構造図」上に描き出し、その関係性を実証的かつ構造的に比較可能にする。そして、これにより、ガバナンスの質やその変遷、空間—社会関係から形成される具体的な「場」の意味や意義を比較検討できる。

我々は現在、小規模自治体を対象に、この手法を用いた国際比較研究をスタートさせている⁹⁾。そこではまず、基礎自治体を取り巻く様々な環境変動に対応して、新たな「場」の形成やガバナンスの更新等の自己変革を図りつつ、自らの固有性とサステナビリティを維持してきた過程を、空間—社会関係の動態的な変遷の過程として実証的に捉えることを目指している。そして、その国際比較(現在、日・独・仏の3カ国を対象に実施)と原理的考察を通じて、小規模自治体の固有性とサステナビリティを、どのような自治のあり方、そこでの「主体」と「場」のあり方が可能にしているのか、それを可能に

する——自治しうる——「主体」や「場」の条件はなにかを明らかにすることを目指している。

(2) 研究の目的

本稿は、フランス共和国ノルマンディ(Normandie)地域圏の人口約 800 人の基礎自治体 Lyons-la-Forêt を対象に、「空間—社会構造分析」手法を、実際の調査・分析手順を解説しつつ適用する。そして、その結果得られた「空間—社会構造図」上で、様々な環境変動に対処しつつ地域のサステナビリティを維持しようとする過程で、同自治体内に生み出された新たな場やローカル・ガバナンスの変化を考察する。以上の過程を通じて、本手法の有効性を確認することを本稿の目的とする。

なお、同自治体を研究対象として設定した理由は、国際比較研究の対象としての以下の事由による。

第一に、現在我々が研究対象としている国外 2 事例 (Lyons-la-Forêt (仏) 及び Colnrade (独)) はいずれも、人口 800 人程度の小規模な基礎自治体であること、第二に、比較対象とする国内・国外事例はいずれも、1960 年代以降、地域の存続を左右する大きな環境変動に晒されてきたこと、第三に、国外 2 事例は小規模自治体でありつつ、またこうした環境変動に直面しつつも、基礎自治体としての自己決定権と地域の運営能力を保持し続けてきたこと、第四に、その過程にあって地域固有の歴史文化・景観を大切にするよう努力してきたことである。

2. Lyons-la-Forêt の概要

Lyons-la-Forêt は、フランス共和国北部ノルマンディ地域圏ウール(Eure)県に属する、面積 26.99km²、人口 744 人 (2012 年) のコミューンと呼ばれる基礎自治体である。

Lyons-la-Forêt の空間構造及び社会構造を概観すれば、以下の通りである。

(1) 空間的特徴

Lyons-la-Forêt の空間構成は、11 世紀にアンリ 1 世が建設した城塞跡を骨格とする円形街区 (城塞の土塁、市場・広場、市庁舎等)、9 世紀の僧侶の開拓が起源とされる集落 (アモ: Hameau, 現在 11 箇所)、斜面地 (ガリア・ローマ時代の劇場跡、教会、放牧地、別荘地等)、農地、森林等からなっている (図-1、写真-1~6 参照)。17 世紀の古図は、建物、森林、道路等の位置が現在とほとんど変わっていないことを示している。

地形的な構造と土地利用との関係を見ると、リユール川(Lieure)の流れる谷地形を中心として、その周囲には丘陵地が広がる。丘陵地上の上述のアモを中心に農地が展開し、これを森林 (国有林) が取り囲んでいる。

また、丘陵端の斜面地には主として放牧地や別荘地が展開し、その一角に、上述した城跡を中心とした円形街区 (中心市街) が形成されている。

谷底のリユール川沿い (下流・西側) から円形街区に通じる街道が走り、この街道沿いにも集落が形成されて

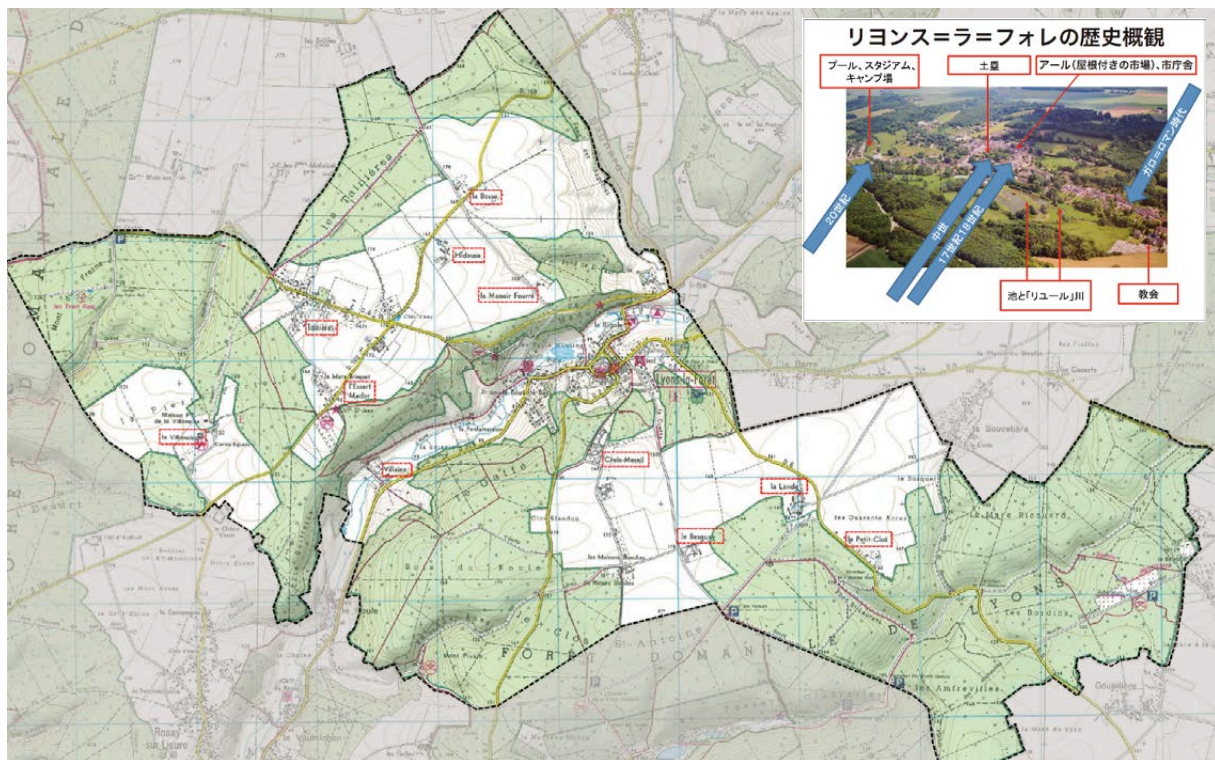


図-1 Lyons-la-Forêt の行政区域と歴史・空間的構造の概要 (右上図は参考文献 6) より転載)

(赤色破線で囲んだ箇所がアモ。元図: IGN (Institut Géographique National) 官製 25,000 地形図 (21110T, FORÊT DE LYONS))



写真-1 サン・ドニ教会と墓地



写真-2 円形街区の広場



写真-3 広場前の市場(Halle)



写真-4 城塞跡の土塁上からの眺め



写真-5 リユール川と斜面地・森林



写真-6 丘陵地上の広大な畑

いる。この街道は円形街区の北側を通過し、キャンプ場・プール等の比較的新しい市営施設が立地する東端のエリアに通じている。

(2) 社会的特徴

Lyons-la-Forêt の社会構造における主要なアクターは、市行政、議会、コミューン共同体(Communauté de communes: 複数の政策分野に関する広域的なコミューン間協力組織)、事務組合 (Syndicat de communes: 特定の政策分野を前提とする隣接コミューン間の協力組織)、混成事務組合 (Syndicat Mixte: レベルの異なる地方団体・他の公法人と間で設立する広域行政組織)、アソシアシオン (Association: 1901 年法に基づく民間非営利組織)、教会 (運営は教会組織、建物は市所有)、国、そして個人である。

地域の空間に関わる諸活動において、とりわけ特徴的で重要な役割を果たしているのは、コミューン共同体と各種事務組合、そしてアソシアシオンである。

コミューン共同体はシュヴェヌマン法(1999)以降、13 コミューンにより形成され、Lyons-la-Forêt のティエリー・プルヴィエ(Thierry PLOUVIER)市長は、同共同体の議長を務めている。コミューン共同体は、「義務的権限」としての地域の整備と経済発展(同市では観光開発。例えば、観光案内所の整備・運営等)、「選択的権限」として、住環境の改善、道路の建設・整備(共同体内の120kmの道路の管理等)、公衆衛生(SPANCと呼ばれる下水道関連サービス)、社会福祉(ホームヘルパー等)、初等教育施設の建設・管理(ペリスコレール(Garerie Péricolaire)と呼ばれる学童保育施設、スクールバス等交通の提供等)、環境の保護(国の森林局 ONF(Office National des Forêts)と連携した森林管理、遊歩道整備等)などを行っている。

事務組合には、水道事業(上水分配。参加: 19 コミューン)、ごみ処理場(約 80~90 コミューン)、ごみ収集(約 200 コミューン)、街灯(街路照明。約 550~600 コミューン)、河川管理(40 コミューン)を行うそれぞれの事務組合がある。

混成事務組合としては、後述する地域都市計画プラン: PLU (Plan de Local d'Urbanisme)の上位計画にあたる、SCOT(広域整合スキーム)と呼ばれる計画策定のための混成事務組合(ペイ(Pays)という行政区分とは異なる地理的集まりに属する6つのコミューン共同体から構成される)が設定されている。また、同市に存在する12のアソシアシオンの中で、とりわけ「リヨンス友の会」(Les Amis de Lyons)は、その活動を通じて、ノルマンディの歴史・文化遺産の継承やリヨンス・ラ・フォレのアイデンティティの形成に重要な役割を果たしている。

Lyons-la-Forêt の空間構成に関わる社会制度のなかで最も中心的かつ重要と考えられるものは、PLU(地域都市計画プラン)である。その策定主体はコミューンで、同市では2013年に策定された。PLUでは以前のPOS(Plan d'Occupation des Sols)と呼ばれる土地占有計画に比較して、他の諸計画との整合や住民意見の吸い上げが強化された。同市はPOS(1996)で都市化予定だった19haを、PLUでは4haにまで激減させている。その他、歴史的モニュメント500m内の外観変更にはABF(Architecte des Bâtiments de France)の審査が必要であり、同市街区内の6つの指定建築物が街区全体の外観保全に役立ってきた。

また、Lyons-la-Forêt では、今後2年間程度で「景観憲章」(charte de paysage)を策定し、壁の材質等を含む景観要素をリストアップし、その保全のためのルール化を進める方針とのことである。

Lyons-la-Forêt の主な環境変化を、表-1に整理した。

表-1 Lyons-la-Forêt における主な環境変化

リヨンス・ラ・フォレに関わる環境変化・主要な関連政策等	
国(フランス) 全域	リヨンス・ラ・フォレ
<ul style="list-style-type: none"> 1789年：フランス革命 	<ul style="list-style-type: none"> 3世紀のガリア・ローマ時代の劇場跡あり 11世紀：アンリ1世の城塞 11~12C：僧侶が森に入り開墾 16~18世紀：裁判所、徴税区等役人の富裕ブルジョワが生まれ、現在に続く建物を作る 19世紀から20世紀初頭に司法・行政組織等が無くなる。人口が1,740人~740人へ激減
<ul style="list-style-type: none"> 1901年：アソシオン法 1913年：歴史的建造物法(MH)制度 1914~18年：第1次世界大戦 1936年：有休休暇制度の導入 1939~45年：第2次世界大戦 	<ul style="list-style-type: none"> 1900年：上水道・電気整備 1910年頃「リヨンス友の会」 1929年にはバカンス地として国の認定。1930年頃からアーティスト(音楽家、俳優、詩人等)が来市(パリ100km圏)
<ul style="list-style-type: none"> 1958年：第五共和政成立、ドゴール大統領就任 1962年：マルロー法による保全地区(SS)制度 1967年：土地基本法(LOF)：土地占用プラン(POS)等の運用開始 1973年：第1次オイルショック 	<ul style="list-style-type: none"> 1959年：花一杯運動始まる。 1963年ごろ：リヨンスの発展をツーリズムに託する
<ul style="list-style-type: none"> 1981年：ミッテラン大統領就任 1982年：地方分権法。同年、フランスの最も美しい村連合設立 1983年：権限分配法：SDとPOS, ZACが分権 1992年：マーストリヒト条約調印 1999年：シュヴェヌマン法。 	<ul style="list-style-type: none"> 1970年代：下水道を完全に整備(90年代リノベーション) 1976年：Lyons-la-Forêtの建築等をまとめた書籍(国立印刷所発行)刊行 1977年：前市長(Henri Collard)就任、観光に舵を切り始める 1983年：広場の駐車場移設を決める。現市長議員となる 1985~1990年：キャンプ施設等の整備 1990年：観光協会を設立。コミューンの観光開発を本格化 1993年：三つ花を獲得。中心街区の道路を一方通行化 1993~1996年：POSの策定 1996年：美しい村連合に加盟
<ul style="list-style-type: none"> 2000年：都市の連帯と再生に関する法律(SRU法)により指導スキームは広域一貫スキーム(SCOT)に土地占用プランは地域都市計画プラン(PLU)と置き換えられた。 2009年：環境のためのグルネルI法, 2010年：グルネルII法 2012年：社会党(オランダ)政権が誕生 2014年：ALUR法制定 	<ul style="list-style-type: none"> 2004年：一方通行道路の駐車場が整備される。同時に上水施設更新 2008年~：現市長就任 同年4つ花を獲得 2011年：花いっぱい運動で緑の保養地賞 2013年：リヨンスでPLU制定。現在、景観憲章を策定中 2014年：花いっぱい運動でコンクール1位(景観の価値を高めた賞)

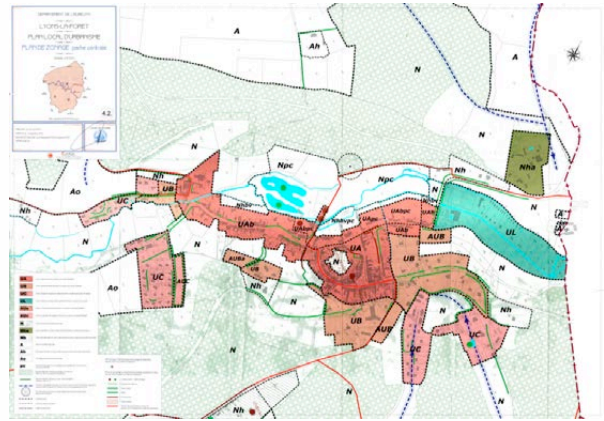


図-2 Lyons-la-Forêt 円形街区周辺の PLU 図面(2013.9)

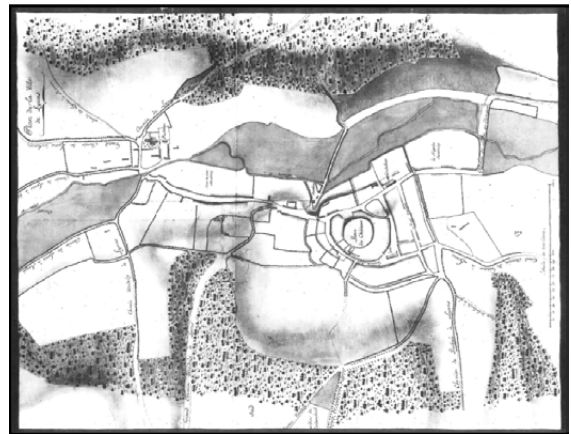


図-3 Lyons-la-Forêt の 17 世紀古図 (ブルヴィエ市長提供)

民とともに行動し、Lyons-la-Forêt の調査ではこれまで、地域を良く知る建築家や議員、「リヨンス友の会」会員、歴史家等に同行してもらい現地踏査を行っている。これらの調査の結果は、平面図・断面図上に整理する。なお、我々が Lyons-la-Forêt を初めて調査した際(2013年5月)には、1/25,000 官製地形図(前掲図-1 参照)や航空写真等を用いて、事前にこれらから把握しうる空間要素をトレースして平面図を作成した上で現地踏査を行ったが、現在は同市提供の PLU 図面が土地利用をはじめとする重要な空間要素を網羅しているため、これを代用している(図-2 参照)。

平面図を作成することによって、土地利用や空間要素の平面的な布置やその過去からの変遷を丁寧に押さえることができる。過去からの変遷については、資料調査(古図や旧版地形図、行政・議会資料、整備図面等)やヒアリング調査等によって把握する。前述の通り、Lyons-la-Forêt の 17 世紀の古図(図-3 参照)を見ると、森林や畑、街区等の土地利用や道路・街路等の都市の骨格構造が、17 世紀から現在に至るまでほとんど変化せずに保全されていることがわかる。また、我々は、後述する<場>の形成を巡って、特に円形街区に接する広場(市場の建物が存在)やそれを取り巻く建築群の時代的

3. 「空間—社会構造分析」の適用

(1) 空間—社会関係の実態調査

a) 空間要素の把握と平面図・断面図の作成

「空間—社会構造分析」(Socio-spatial Analysis Approach) はまず、自然・社会条件により領域性をもつ一定エリアに対して、それを構成する「空間要素」——現実的には、エリアの特性を表現しうる幾つかの断面を設定し、その断面上の要素(広場、森林・田畑、河川・道路、街灯、教会、建築、柵・生垣など)——を悉皆調査することから始める。調査は、できる限り大縮尺の地形図や航空写真等を使って予め要素を把握するとともに、現地踏査によって実態を確認・補足する。現地踏査時は、後述する「社会的活動」の把握も兼ねて、現地を良く知る地域住

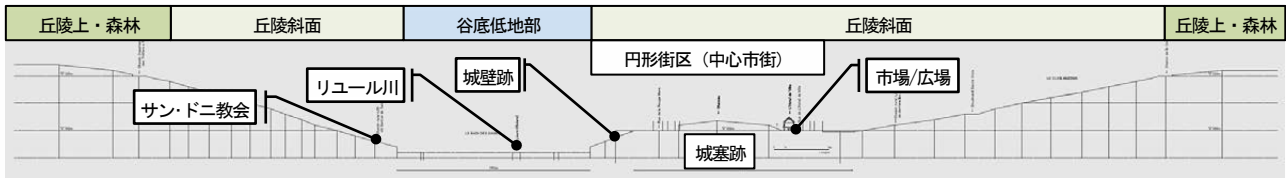


図-4 リユール川が流れる谷地形を中心とした Lyons-la-Forêt の地形断面

変化・変遷にも注目しており（第4章参照），円形街区を中心としたやや詳細な平面図や広場の簡易な測量と平面図の作成等も進めているところである。この広場は近年まで駐車場として使われていた——現在は、車を追い出しオープンカフェやイベントの場として活用されている——が、かつてここが駐車場として使われていたことは、広場の舗装に現在も残っている痕跡から、現地踏査によってまず把握され、その後市長へのヒアリングや収集した絵葉書の写真（写真屋で入手したポスター等の写真や市長が収集している絵葉書の写真提供）等から裏付けを得た。

断面図は、とくに地形との関係から、土地利用や要素の布置を把握するために作成する。都市の成り立ちやそこでの生業等の展開過程は、地形条件等の地勢的・自然的環境条件と密接に関わっており、それが地域の景観的特徴や文化等の重要な形成要因となっていると考えられるからである。Lyons-la-Forêt は、リユール川の流れる谷地形を中心にして、同コミュニティの中心となる円形街区を通り丘陵上の畑や森林に至る大きな地形条件が特徴的であり、まずこれを表現する断面図を作成して、土地利用や空間要素の断面的布置と地形的条件との関係を把握した（図-4 参照）。また、円形街区も丘陵地の斜面の一角に形成されており、それが街区における建築配置等の特徴を形づくる一要素となっているため、建築の連続立面を含む断面図も併せて作成している。

さらに、現地踏査の結果、円形街区を取り巻く街路沿道両側の街並みの裏手（裏庭を構成する部分）に、微妙な地形の凹みが確認され、かつての城塞の堀の跡ではないかと推察された。このため、Lyons-la-Forêt の森林や城跡跡について調査を行っている歴史家へのヒアリングを行ったところ、それが確かに二重の堀の跡であることが確認され、現在、この堀の跡を含む円形街区部分のより詳細な断面図の作成を検討中である。

b) 空間要素に対応する社会的活動の把握

つぎに、各空間要素に関連する「社会的活動」——所有・管理・活動（法制度・慣行等を含む）とその組織的枠組み——を、文献・資料調査、関係者へのインタビュー調査、地域住民を交えた現地巡検等により把握する。

Lyons-la-Forêt の社会的活動の概略的特徴は、既に第2章(2)に述べた通りである。なお、ヨーロッパ、とりわ

けフランスでは、この半世紀ほどの間、国の制度的枠組みや EU による国家を超えた制度的枠組み等、コミュニティの経営に関わる社会的な枠組みが目まぐるしく変化してきている（前掲表-1 参照）。これらはコミュニティの持続的な経営のあり方やそこでの自治、ガバナンスのあり方に大きな影響を与えていることから、こうしたマクロな視点での社会的活動の枠組みの把握と、その基礎自治体における具体的な運用実態の丁寧な把握が不可欠となっている。

c) 「空間—社会マトリクス表」の作成

以上の実態調査の結果を、「空間—社会マトリクス表」に整理する。同表を作成するにはまず、地域の自然条件や空間的・社会的特徴など地域の特性を表現しうる断面を設定し（本節(1), a)参照）、この断面上に載っているすべての空間要素を横軸に並べ、これに対応する社会的要素を縦軸に並べていく。この際、社会的枠組みについては、各空間要素を「所有」する主体と、その要素に関わる「管理・活動」の主体とが異なる場合が想定されることから、縦軸は「所有」および「管理・活動」の両者を分けて整理しておくことよい。

この表の作成によって、ある社会的活動の変化・喪失等によって影響を受ける空間要素、逆に空間要素の変化・喪失等によって影響を受ける社会的活動など、「空間—社会」の相互作用とそれにもなう実態変化を、各空間要素とそれに関わる社会的活動との一対一の対応関係から、きわめて具体的かつ正確に理解することができる（表-2 参照）。

この表は、基礎自治体や地域は、個々の空間—社会関係の複合的統合体として成り立っているという当たり前の事実を、改めて気づかせてくれる。こうした空間をめぐる計画づくりにおいては、理念やヴィジョンをいかに描こうとも、その空間に関わる多様な主体の複合的かつ主体的な関与がなければ実現しえない。例えば、ある主体の所有する空間要素やその管理・活動に、将来的に何らかの制限や変更を要請せざるを得ない場合や、いままでとは異なる新たな社会的活動の枠組みを想定しない限り、ある要素が将来にわたる持続性をもたない場合も当然ある。「空間—社会マトリクス表」は、空間—社会関係の実態的根拠に基づいて「自分たちの物語」⁷⁾を自分たちで編み直す際の、重要なツールとなるはずである。

表-2 Lyons-la-Forêt の空間-社会マトリクス表

社会的活動の枠組み	空間要素	丘陵地上			丘陵斜面						谷底低地				丘陵裾										[円形街区] (丘陵斜面)															
		アモ(農村集落)	荒地	(森林) (国有林)	(道路) (国道)	(道路) (県道)	(森林) (国有林)	(道路) (市道)	(道路) (市道)	(森林) (国有林)	教会 建築	墓地	(乏地)	(河川) (リユール川)	(民地) 建築・花	(街灯)	(市道)	(河川) (リユール川)	(公園)	(記念碑)	(注面)	(小学校) 建築	(小学校) 緑	(道路) (県道)	(道路) 車道	(道路) 横断防止柵	(道路) 歩道	(民地) 建築・花	(民地) 裏庭	(屋敷)	(民地) 建築・裏庭	観光案内所	(道路) 街灯	(道路) 歩道	(市場) 建築	(市場) (県道)	(道路) 駐車帯	(道路) 花	(道路) 歩道	(建築)
管理・活動	個人・世帯 (地元近隣商店)	●	●						●	○	●	○	●				●										●	●	●	●		○	○		●	●	○	○		●
	アソシアション:Association			●				●																																
	教会								●	●																														
	コミュン:Commune	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	サンディカ:Syndicat							●					●		●	●																								
	コミュニテ・ド・コミュン							●						●								●	●					●												
	外部所有者														●													●												
	県:Département			●	●	●	○																●	●				●	●										●	
	州:Région																																							
	「仏の最も美しい村」連合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
国:Etat			●										○																										○	
EU			○										○																											
所有	個人・世帯 (近隣商店)	●	●						●	○	●	○	●														●	●	●	●										●
	アソシアション:Association																																							
	教会									●																														
	コミュン:Commune								●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	サンディカ:Syndicat																																							
	コミュニテ・ド・コミュン																											●												
	外部所有者														●													●											●	
	県:Département			●	●	●	●																●	●				●	●										●	
	州:Région																																							
	「仏の最も美しい村」連合																																							
国:Etat			●						●																															
EU																																								

【凡例】 ●：空間構成要素に対する主要な管理・活動・所有の主体を示す。
○：空間構成要素に対する補助的な管理・活動、及び共同所有の主体を示す。
□：空間構成要素に対する補助金制度による関与を示す。

(2) 「空間-社会構造図」の作成

以上の調査結果に基づいて、基礎自治体あるいは地域別の「空間-社会構造図」を作成する。この図は、個人を起点として、そこからの空間の広がりを横軸に、社会的枠組みの広がりを縦軸に取って、図上に展開する空間-社会関係の広がりのなかで、諸要素がどのような関係性をもちながら布置されているかを構造的に捉え、その特性を把握しようとする図である。

現在までの調査結果から作成した Lyons-la-Forêt の「空間-社会構造図」を図-5 に示す。なお、同図は、起点とする個人を円形街区内の任意の建築（私邸）に想定し、これを中心とした市域の空間的広がりを図上横軸に展開しながら作図している。縦軸上では、個人を起点とした社会的枠組みが、家族（世帯）、アソシアション等の個々人に身近なものから、コミュン、コミュン共同体(Communauté)、事務組合(Syndicat)、県(Département)、国(État)、EU といったより広い社会的枠組みへと展開する。

この図上に、前節(1)、C)の「空間-社会マトリクス表」で把握した個別具体的関係に基づいて、諸要素をプロットしていく。この際、各空間要素の縦軸上の位置は、その「所有」に関わる社会的枠組みに該当する位置にプロットする。「管理・活動」（制度的関与等を含む）は、管理・活動主体に該当する社会的枠組みの位置にその内容をプロットし、これとその「管理・活動」が関与する空間要素との間を破線で結ぶことによって、空間-社会

関係を表現している。なお、作図の際は、前節(1)、a)で作成した平面図・断面図等を手がかりにして、空間的な広がりの中かに分布する地形条件や土地利用、それらによる空間的なまとまりを意識しながら作成するとよい。

図-5 では、建築、裏庭、隣家とを隔てる塀で構成される「敷地」を基本単位として、それらが連続して「中心円形街区」の街並みを形成し、その中心には城跡があり、同街区の周囲を城壁・堀跡が取り巻いていることがわかる。コミュンの所有する市庁舎、広場や市場等の主要な施設も、教会を除いて概ねこの円形街区内またはこれに隣接する場所に位置している。また、同街区の周囲には「低地・斜面地」の空間的まとまりがあり、「丘陵上」にはアモや畑、国有林等がまた一つの空間的まとまりを形成していることがわかる。河川や道路のようなネットワーク状の要素は当然、こうした空間的な広がりの中かを横断していくため、図上では横長の棒状に表現される。市域のあらゆる要素を計画対象とする都市計画・PLU の制度的関与や、広範囲でのアソシエーションの活動も、同様に横長棒状に表現されている。

この図は先述の通り、空間-社会関係の分布特性を構造的に捉えたものであり、この図を過去と現在あるいは複数地域間で比較すれば、空間-社会関係（あるいは「場」）の増加・拡大や統合・縮小・喪失、解体・分離、異主体間の融合や拮抗、ガバナンスの形態、それらの構造の共通点や差異などを一目で理解することができる。

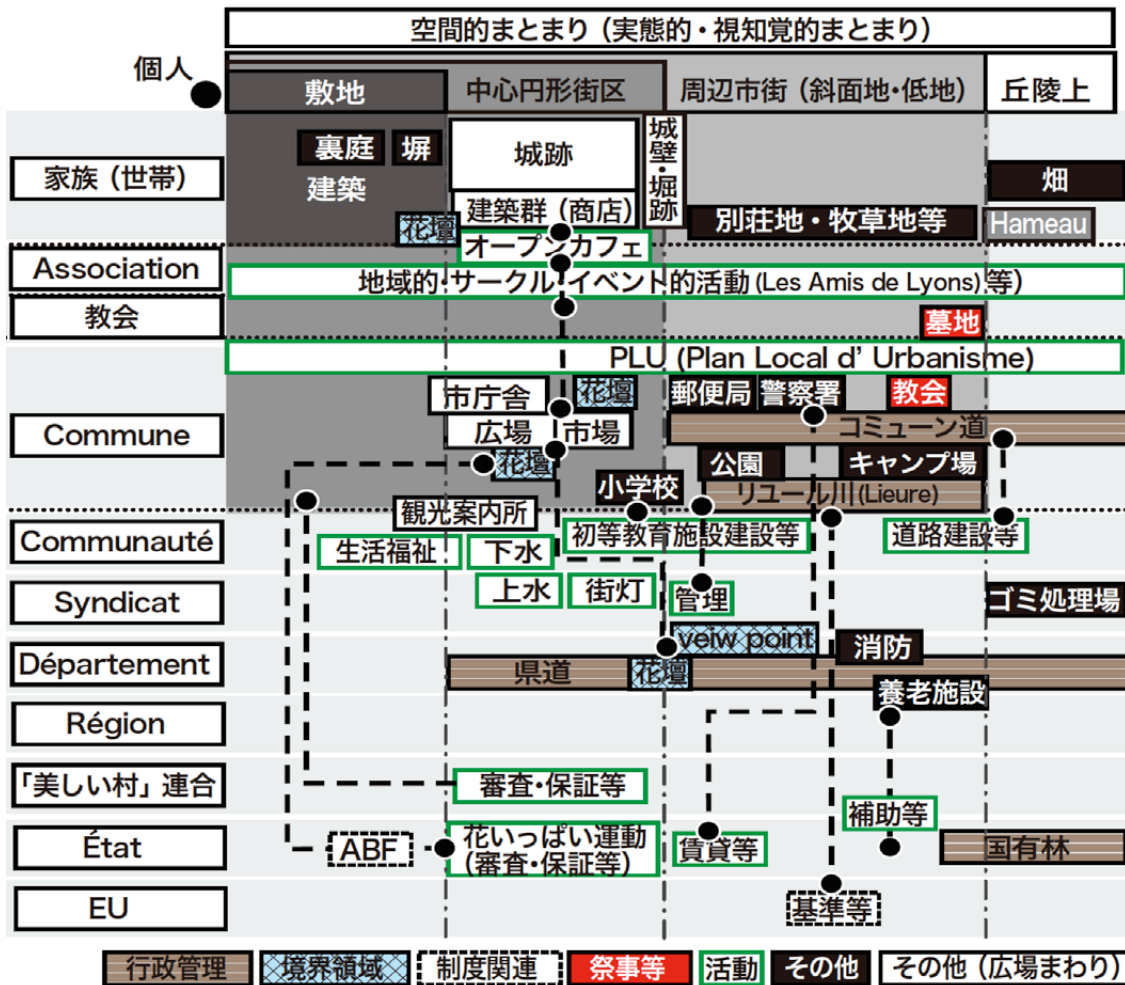


図-5 Lyons-la-Forêt の現在の「空間-社会構造図」

4. <場>の形成とローカル・ガバナンスの変化に関する考察

(1) 現在の「空間-社会構造」とその特徴

図-5 から読み取ることのできる、現在の Lyons-la-Forêt の「空間-社会構造」の特徴は、以下に示す通りである。

第一に、コミューンの空間的な特徴を形作っている歴史的な建築物（市場や教会の建物を含む）や街並み、広場や公園といった諸要素あるいは「場」は、概ね世帯（家族）またはコミューン政府によって個別に所有・管理されている。そこには、日本のような町内会・隣保等の地縁的・中間組織の存在が見られない。

参考に、長野県旧開田村髭沢地区における「空間-社会構造図」（2009年時点）を図-6に示す。この図は、基礎自治体内の一部の地域を対象に作成した図であり、単純な比較はできないが、これを見ると、家族（世帯）と基礎自治体行政との間に地縁的組織をはじめとする多様な中間組織が社会的枠組みとして存在し、これが様々な空間要素を巡って管理・活動を展開していることがわかる。図上で縦長棒状の要素として表現されるこうした活動は、Lyons-la-Forêt では一切見られないものである。

これに関連して第二に、アソシエーションという中間組織の活動が市域の広範にわたって展開し、重要な役割を果たしていることがうかがえる。図上では一見、日本における地縁的・中間組織と同様の位置づけのようにもみえる。しかし、アソシエーションは1901年法により制度的に保障された組織であり、空間要素の所有・管理には直接関与せず、自主的で自由な活動を行っている。この点において、制度的な保障が必ずしもなく、しかし様々な地域活動を通じて多様な空間要素を巡る管理・活動に関与する日本の地縁的組織の位置づけとは、その性質を異にしている。結果的に、公的に保障された主体（市民や市民の自由意志に基づく中間組織）が、物理的にも社会的にも近い距離関係のなかで、コミューン政府（議会・行政）と対等な関係で協調し協働することを可能にしていることも考えられる。

もちろん、地方自治は日本でも制度的に保障されているが、上述のように、実際の地域の空間的管理・活動を巡っては、古くから自然村的な地域の形成・経営過程で育まれてきた社会的枠組みが色濃く残っており、こうした主体とその活動が地域における住民自治の重要な基盤となっている。これに対して、Lyons-la-Forêt では、社会

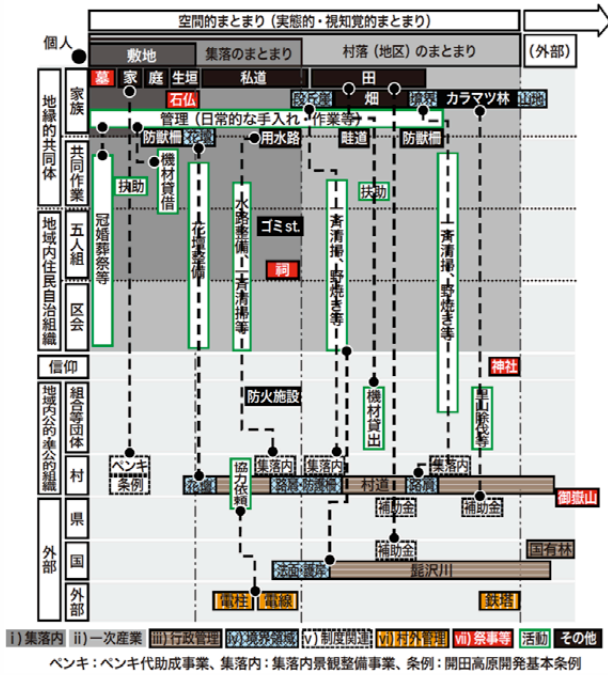


図-6 長野県旧開田村の空間—社会構造図⁵⁾

的活動やその枠組み（主体），その空間要素への関与のあり方は，空間—社会関係上（制度的に）相当程度に整理されているように見受けられる。ただし，この点に関しては，制度的な経緯や基礎自治体における運用実態の詳細な経緯等に対する学術的検討が不可欠である。

第三に，コミュニティ共同体や事務組合といったコミュニティより広域に関わる社会的枠組みは，河川や道路（街灯）等の社会基盤施設の管理や上下水道，教育・福祉等，住民の重要な生活基盤に関わる基本的サービスを分担している。こうした組織的枠組みとその所掌事務は，あらかじめ制度的枠組みとして定められているわけではなく，あくまでもコミュニティ自らの判断と意志決定に基づいて，目的に応じて組織化するものであり，その決定権はコミュニティ（議会）に制度的に保障されている点が特徴的であり重要な点である。Lyons-la-Forêt も，自らの意志判断でコミュニティ共同体や事務組合を形成し，効率的な行政経営（公共サービス維持）のための広域レベルでのガバナンス化を図っているのである。

第四に，それより広い社会的枠組みは，国有林，県道といった広域に跨がる空間要素の所有・管理を除けば，基本的には，コミュニティの様々な活動やその成果を制度的にサポートし保証する形で関与している。

第五に，広場まわりを中心に，隣接する周辺街区には，所有・管理の別を問わず，市庁舎その他，老若男女の基本的生活に関わる施設（警察署，郵便局，消防署，小学校，養老施設，食料・飲食店，市場等）や，歴史的な建築物，観光案内所，多方面からのアクセス道路等が集中している。この広場まわりの空間は，地域住民の日常的なアクセスとアクティビティが集中する拠点であり，観光客等来訪者のアクセスポイントでもあり，Lyons-la-

Forêt における一つのアイデンティティを象徴する重要な「場」を形成していると考えられる。そして，この広場まわりを巡っては，周囲の飲食店がオープンカフェを展開し，定期的に市が開かれ，アソシエーションが様々なイベントを開催して広場の賑わいを演出し，「花いっぱい運動」の取り組みにより飾られた花々が広場を彩っている。さらには，こうした活動や美しく整えられた「場」を，「フランスの最も美しい村」連合（国レベルのアソシエーション）や国が審査・評価しその質を保証する。こうして，広場を巡って多様な主体が複合的に関わりながら，ローカルなガバナンスが形成されているのである。

第六に，上記の「花いっぱい運動」や美しい景観の形成・保全の取り組みは，広場まわりの空間のみを対象に行われているわけではないし，上記の連合や国が審査・評価し，質を保証しているのも，その空間に限ったものではなく，コミュニティという「場」（空間—社会関係の複合的統合体）そのものである。そして，コミュニティ全域の空間に対して，コミュニティ自らが策定権限をもつ「地域都市計画プラン」(PLU)が，個々の土地・施設等の所有・管理主体の別に関わらず，コミュニティという「場」の総合的運営の制度的基盤として全面的に関与していることは，日本とは異なる極めて特徴的な点である。

(2) 「空間—社会構造」の主な変化とその特徴

Lyons-la-Forêt の「空間—社会構造」上，最も特徴的で重要な変化は，前節(1)に示した特徴のうち，第五の特徴に示した広場まわりに最も象徴的かつ端的に表れていると考えられる。

広場の空間は，ある時期まで車が占領し駐車場として使われていた。広場の駐車場を移設して車を追い出すことを議会が決定したのは 1983 年のことである。1983 年は，権限分配法が制定され，空間整備・都市計画指導スキーム(SD)や土地占用プラン(POS)，協議整備区域(ZAC)に係る権限が委譲された年でもある。Lyons-la-Forêt が POS を策定したのは 1993～1996 年にかけてのことであるが，1981 年のミッテラン政権の誕生や 1982 年の地方分権法，上記の都市計画権限の委譲等の地方分権の流れは，1977 年に前市長(Henri Collard)により観光政策へと明確に舵を切ったことと相まって，こうした決定を後押ししたかもしれない。その後，この広場に接続し中心街区を構成する道路の一方通行化（1993 年）や同道路の駐車帯の整備（2004 年）など，広場まわりの整備が進められていった。こうした整備と並行して，「花いっぱい運動」での三つ花獲得（1993 年），「フランスの最も美しい村」連合への加盟（1996 年）などを通じて，Lyons-la-Forêt の取り組みが外部からも評価され，その空間的質が公的に保証されていった。

先述の通り，広場まわりの空間は多様なアクセスとア

クティビティが集中する「場」であり、市場の歴史的建物を中心とした広場を取り巻く街並みも、映画「ボヴァリー婦人」の舞台となるなど、このまちのアイデンティティを象徴する場としてのポテンシャルを有していた。しかし、車が広場を占領していた時期は、広場まわりのそれぞれの空間要素を関係主体が個別に「管理」していたに過ぎなかった。現在は、広場を巡って多様な主体が複合的に関わりながら、オープンカフェ、花いっぱい運動、定期的な市やイベントの開催等の多様な活動が展開され、広場まわりが空間的・社会的に一体となった「場」として「運営」されている。それは、社会的には、先述したように、広場を巡って新たなローカル・ガバナンスが形成されていると捉えられる。そして、住民や観光客のアクティビティが目に見える形で広場まわりに集中的に表れるようになった結果、誰もがそこに参加することができる自由な雰囲気がつくり出されている。

こうした過程は、観光政策に舵を切った Lyons-la-Forêt というコミューンとしての狙い、ヴィジョンが徐々に広場まわりに集中的にわかりやすく表れていき、このまちのアイデンティティが、広場まわりに形成された新たな「場」を通じて集約的に、誰もが目に見えてわかるような形で表出していった過程だと考えられる。

さらに、こうしたまちとしての狙いやヴィジョンを、コミューン自らが描き、個別的な空間「管理」から「場」の「運営」への移行やローカル・ガバナンスの形成を間接的に促進する上で重要な役割を果たしてきたのが、Lyons-la-Forêt では 1993～1996 年にかけて策定した POS であり、2013 年に制定した現在の PLU だと考えられる。POS 以前は、行政区域全域をカバーする都市計画をコミューン自らが描くことは制度上不可能であった。POS や PLU という、ヴィジョンの実現に向けた「計画」によって、コミューン全域を一体的に「運営」していくことが可能となったのである。

加えて、シュヴェヌマン法（1999 年）による制度改革を経て形成されてきたコミューン共同体や事務組合も、こうした動きを後押ししていると考えられる。これらの組織は、目的に応じて個別に結成する、あるいは行使する権限を選択する等して、行政サービスの維持や特定の政策への集中を、コミューン自らの意志で選択的かつ効率的に進めることができるからである。

重要な点は、コミューン政府（議会・行政）が自己決定権をもち、自らのヴィジョンや目的に即して、自らの意志で決断し実行できることである。そこでは、予め与えられた制度的な枠組みが籐になるのではない。そこにはまず、自らが描いたヴィジョンとその空間への反映である PLU という「計画」がある。だからこそ、制度的・社会的な枠組みによる個別的な空間「管理」を超えて、一体的な「場」の「運営」に向かうのである。そし

て、このことがまた、新たな「場」やローカル・ガバナンスの形成を促しながら、自らの地域運営能力を強化し、地域が動的に持続していく重要な要因となっていくのではないだろうか。

5. まとめ

(1) 研究の成果

本稿では、Lyons-la-Forêt を対象に、我々が提案する独自の手法である「空間—社会構造分析」手法を、実際の調査・分析手順を解説しつつ適用し、得られた「空間—社会構造図」上に表れる構造やその変化の特徴を整理しつつ考察した。

その結果、広場まわりの空間には、住民や観光客等来訪者のアクセスや日常生活に関わる諸施設と関連する多様なアクティビティ、まちのアイデンティティに関わる諸要素が集中していること、1983 年に広場からの駐車場の移設と車の追い出しを決定して以降、新たに形成されていった広場まわりの「場」を巡って、多様な主体の複合的な関与を通じてまちのアイデンティティが徐々に、誰の目にもわかりやすい形で広場まわりに集約的に顕在化し明確化していったこと、その過程で新たなローカル・ガバナンスの形成が促進されていったこと等を、「空間—社会構造図」の成果を基に指摘した。

また、上記の過程で、広場まわりの空間では、個別的な空間「管理」から、自らのヴィジョンを実現するための「場」の一体的な「運営」へと、空間—社会関係のあり方が移行していったことを指摘した。その上で、自己決定権のもと、コミューン自らが描いたヴィジョンとその空間への反映のための「計画」である PLU が、「場」の「運営」という視点において極めて重要な役割を果たす可能性と、それが新たな「場」の形成やそこでのローカル・ガバナンスを促しながら、自らの地域運営能力を強化し、地域が動的に持続していく重要な要因となっていく可能性を指摘した。

以上の調査研究の過程と得られた成果から、我々が提案する「空間—社会構造分析」手法の有効性を一定程度確認することができたと筆者は考える。

(2) 今後の課題

本稿は、国際比較研究の一環として実施している Lyons-la-Forêt を対象とした調査研究の途中経過と成果を、その手法の紹介を交えて報告したものである。

今後は、特に 1970 年代以降今日に至るまでの環境変動の中で、Lyons-la-Forêt では各時期にどのような背景や経緯、要因があって、それが「主体」と「場」をどのように相互に変化させてきたのか、その変化は地域の自治

や持続可能性という点で基礎自治体にどのような影響を与えたのか等を、行政・議会資料等の調査や聞き取り調査等による詳細な実証的データに基づいて分析していく必要がある。それによって空間—社会構造やその変遷の内実や意味をより詳細に読み解いていくことが可能になると同時に、「空間—社会構造分析」手法を用いた本格的な国際比較研究を通じて、その構造の共通点や差異を実証的に明らかにすることが可能になると考えている。

謝辞：本研究は、Thierry PLOUVIER, François LANGLOIS, Etienne RICHY, Véronique RICHY, Bruno NARDEUX の各氏の多大な協力と、公益財団法人鹿島学術振興財団 2013, 2014 年度研究助成、並びに、公益財団法人トヨタ財団 2015 年度研究助成プログラムによる支援を得て初めて実現できたものである。記して謝意を表す。

参考文献

- 1) 藤倉英世, 山田圭二郎, 羽貝正美：地域景観と地域社会の相関構造及び景観の内的システムの生成・発現に関する実証的研究, 土木学会論文集 D, 66(3), pp.394-413, 2010.9.
- 2) 藤倉英世, 山田圭二郎, 羽貝正美：基礎自治体の景観を巡る政策循環プロセスと自治の基盤の再構築に関する実証的研究—長野県旧開田村の景観を巡る政策群を対象として—, 土木学会論文集 D3, 68(3), pp.160-179, 2012.
- 3) Keijiro YAMADA, Hideyo FUJIKURA, Masami HAGAI and Ken NISHI: On the Interactive Relationship between Sustainable Landscapes and Local Governance: Interdisciplinary Approach to 'MILIEU', *LANDSCAPE & IMAGINATION*, pp.631-636, UNISCAPE, 2013.5.
- 4) 羽貝正美, 西研, 藤倉英世, 山田圭二郎他著, 中村良夫他編著：風景とローカル・ガバナンス—春の小川はなぜ失われたのか—, 早稲田大学出版部, 2014.7.
- 5) 藤倉英世, 山田圭二郎：風景分析のための方法とその成果—旧開田村の事例を対象に—, 前掲 4) 第 7 章, pp.247-286
- 6) 東京経済大学国際シンポジウム「自治しうる〈主体〉と〈場〉を問いなおす—基礎自治体のサステナビリティとローカル・ガバナンスに関する国際シンポジウム—」, 東京経済大学国際シンポジウム「自治しうる〈主体〉と〈場〉を問いなおす」企画製作委員会, 2016.11. (ISBN:978-4-9909294-6-6)
- 7) 前掲 6), pp.22-23

THE FORMATION OF 'PLACES' AND THE TRANSITION OF LOCAL GOVERNANCE OVER THE DYNAMIC SUSTAINABILITY OF A MUNICIPALITY : THROUGH THE APPLICATION OF "SOCIO-SPATIAL ANALYSIS APPROACH" TO LYONS-LA-FORÊT, FRANCE

Keijiro YAMADA, Hideyo FUJIKURA, Ken NISHI, Keiko EVELLIN-KATSUKI and Masami HAGAI